



石運輸第1127号の2
石運整第560号の2
平成26年2月18日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

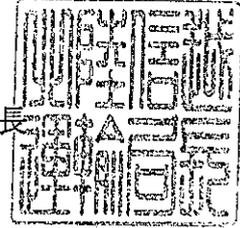
標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり通達があったので了知願います。



北信交旅第776号の2
北信交監第237号の2
北信技保第110号の2
平成26年1月27日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成26年1月24日付け国自安第249号、国自旅第415号、国自整第293号）のとおり通達があったことから、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



国自安第 249 号
国自旅第 415 号
国自整第 293 号
平成 26 年 1 月 24 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に
対する行政処分等の基準について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日</p>	<p>国自安第138号 国自旅第218号 国自整第162号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成26年1月24日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>
<p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号）並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第5</p>	<p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号）並びに「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第5</p>

5号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。

1. 通則

(1)～(2) 略

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第9条第6項(第9条の2第2項において準用する場合を含む。)、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③ 法第33条第1項又は第2項の違反

④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4)～(6) 略

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。))をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(8)～(15) 略

2. 法令違反に係る点数制度 略

3. 自動車等の使用停止処分 略

4. 事業の停止処分

5号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。

1. 通則

(1)～(2) 略

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第9条第6項(第9条の2第2項において準用する場合を含む。)、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③ 法第33条第1項又は第2項の違反

④ 法第94条第3項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4)～(6) 略

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。))をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が警告、警告である場合は10日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(8)～(15) 略

2. 法令違反に係る点数制度 略

3. 自動車等の使用停止処分 略

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1)）に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営んだ場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づき運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づき運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づき運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づき運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) ～ (10) 略

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じる場合であって、事業者が改善

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5. (1)）に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を営んだ場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第1項の規定に基づき運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第1項の規定に基づき運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第1項の規定に基づき運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第1項の規定に基づき運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) ～ (10) 略

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じる場合であって、事業者が改善

計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されるところに認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるとする。

①～③ 略

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第9条第6項（法第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令

ニ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ホ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ヘ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

チ 法第31条に規定する事業改善の命令

リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 略

(2) 略

附 則

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。

2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であつて、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号）又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

4. この通達の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この通

計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されるところに認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるとする。

①～③ 略

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ 法第9条第6項（法第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令

ニ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ホ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ヘ 法第27条第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

チ 法第31条に規定する事業改善の命令

リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 略

(2) 略

附 則

1. この通達は、平成25年11月1日から施行する。

2. この通達の施行の日前に確認した違反行為であつて、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第61号、国自旅第129号、国自整第55号）又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

4. この通達の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この通

達により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則 (平成26年1月24日 国自安第245号、国自旅第399号、国自整第291号)

1. この通達は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る通達の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則 (平成26年1月24日 国自安第249号、国自旅第415号、国自整第293号)

この通達は、平成26年1月27日から施行する。

達により付されたものとして取り扱うものとする。

